

## 大垣年金事務所 で年金相談を実施します

大垣年金事務所では年金の予約相談を実施しています。ご予約いただくと、お客様の都合に合わせて、スムーズに相談できるほか、相談内容に合ったスタッフが事前に準備のうえ、丁寧に対応します。

予約相談の実施時間帯は、次のとおりです。

### ○月曜日

午前8時30分～午後6時

### ○火～金曜日

午前8時30分～午後4時

### ○第2土曜日

午前9時30分～午後3時

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後6時まで予約相談を実施しています。

予約の申し込みは「予約受付専用電話 ☎0570・05・4890」に、

月曜日から金曜日（平日）の午前8時30分から午後5時15分の間にお電話ください。

なお、予約相談希望日の1か月前から前日まで受付をしています。ご連絡の際は、基礎年金番号の分かる年金手帳や年金証書をお手元にご準備ください。

ご本人さまの来所が困難な場合でも、ご家族の方がご本人にかわって年金のお手続きをしていただくことが

できます。代理の方が年金のお手続きをする場合、ご本人さまからの委任状や、ご本人さまのご印鑑、代理人の本人確認ができる書類（運転免許証など）を相談窓口へお持ちください。

また、電話でも年金相談に関する一般的なお問い合わせを受け付けています。

電話相談の受付時間は、次のとおりです。

### ○月曜日

午前8時30分～午後7時

### ○火～金曜日

午前8時30分～午後5時15分

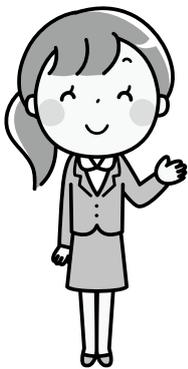
### ○第2土曜日

午前9時30分～午後4時

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に、午後7時まで相談をお受けします。

電話での年金のお問い合わせは、「ねんきんダイヤル ☎0570・05・1165」へおかけください。

なお、「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけてしまったがために間違い電話になってしまうケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。



## 認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額制度について

長期にわたり良好な状態で使用するための措置がその構造および設備について講じられた優良な住宅の普及を促進するため、平成21年度税制改正により新築された認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額措置が創設されました。

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づき、次の要件を満たすものは固定資産税が減額されます。  
**減額の対象となる認定長期優良住宅の要件**

1. 「長期優良住宅の普及に関する法律」の施行の日から令和4年3月31日までに新築された住宅
2. 同法の規定に基づき、耐久性・安全性などの住宅性能が一定基準を満たすものとして、認定を受けて新築された住宅であること
3. 店舗など併用住宅の場合は、居住部分の割合が全体の床面積の2分の1以上であること

### 床面積

#### ・専用住宅

50㎡以上280㎡以下（一戸建て以外の貸家住宅は、40㎡以上280㎡以下）

#### ・併用住宅

居住部分の床面積が50㎡以上280㎡以下

### 減額される範囲

床面積が120㎡以下の家屋の場合・家屋に係る固定資産税額の2分の1

床面積が120㎡を超え280㎡以下の場合・家屋に係る固定資産税額の120㎡相当分について2分の1

### 減額される期間

- 3階建て以上の準耐火構造および耐火構造住宅・新築後7年間（長期優良住宅以外の住宅は5年間）
  - 一般の住宅・新築後5年間（長期優良住宅以外の住宅は3年間）
- 申告の手続き  
毎年12月までに行う家屋調査時にほかの書類とあわせて記載、提出していただきます。

### 問い合わせ 税務課

☎45・3111（内線142）

## 今月の納税

### 固定資産税 第3期

9月30日（水）

### 国民健康保険税 第5期

9月30日（水）

## ★延長窓口サービス★

毎週水曜日は、午後7時まで税務課窓口業務を延長しています。各種証明書の発行、町税の納付など、お気軽にご利用ください。